

令和6年2月定例会

教育産業委員会資料
(産業振興部)

秋田市卸売市場再整備に伴う土壌汚染状況調査の結果について

卸売市場再整備に伴い、市場敷地内において土壌汚染対策法に基づいた方法により自主調査した結果、以下のとおり微量ではあるが基準値を超える特定有害物質が検出された。

1 調査内容

- (1) 受託者 株式会社秋田県分析化学センター
- (2) 契約期間 令和5年8月30日から同年12月22日まで
- (3) 実施内容

ア これまでの土地の利用状況や、同法に規定される特定有害物質の使用履歴などから、土壌の汚染のおそれを推定する地歴調査を実施した。

イ アの調査を基に、市場敷地内5か所において土壌を採取し、土壌溶出量や土壌含有量等に関する分析を行い、自然由来および人為等由来による土壌汚染の有無を確認した。

2 調査結果

別紙の「①水産ごみ焼却炉跡地」および「④青果共同加工センター付近」で採取した試料において、土壌溶出量基準※1を超えるヒ素およびその化合物が検出された。

なお、土壌含有量基準※2については、いずれの地点においても基準値以下であった。

No.	調査内容	調査場所	調査結果	基準
1	人為等由来汚染調査	水産ごみ焼却炉跡地	ヒ素およびその化合物 (表層、0.021mg/L)	0.01mg/L以下
2		発泡スチロール焼却炉跡地	基準値以下	
3		給油所	基準値以下	
4	自然由来汚染調査	青果共同加工センター付近	ヒ素およびその化合物 (深度5m付近、0.012mg/L)	0.01mg/L以下
5		浄化槽付近	基準値以下	

※1 土壌溶出量基準：生涯（70年間）1日に2Lの地下水等を飲み続けても、健康に影響を及ぼさないよう定められた基準

※2 土壌含有量基準：基準不適合土壌が存在する土地に生涯（70年間）居住し、1日に100mg（6歳以下は1日200mg）の土壌を口にしながらも、健康に影響を及ぼさないよう定められた基準

3 周辺環境等への影響

国のガイドラインでは、土壌溶出量基準を超えた場合は、敷地周辺で地下水の飲用利用があれば「人のばく露の可能性がある」と判断されるため、市場敷地周辺（半径おおむね250m）における地下水の飲用利用の井戸等について、上下水道局および保健所等に確認した結果、該当する井戸等は確認されなかったため、周辺環境や健康被害については問題ないものと考えられる。

4 今後の対応

(1) 追加調査

ア 人為等由来汚染調査

別紙の青枠に示す敷地について、16か所から試料を採取し、調査を実施する。

イ 自然由来汚染調査

別紙の⑥および⑦の2か所において調査を実施する。

また、別紙の赤枠で示す部分のうち、33か所（30m格子毎に1か所）について調査を実施する。

ウ 調査費用（令和6年度当初予算として計上）

27,720,000円（税込）

エ 実施期間（予定）

令和6年5月から同年11月まで（7か月）

(2) 工事における対応

令和5年度および令和6年度の調査結果を踏まえ、環境保全課へ区域指定の申請を行う。これにより、形質変更時要届出区域となることが想定され、土壌の掘削など土地の形質変更を行う場合は、汚染を拡散しない方法で施工する必要があることから、対象区域においては、適切な方法で工事を進めていく。

なお、本庁舎建設工事においても、土壌調査によりヒ素が検出されており、発生土は敷地内への埋め戻しや処分場への搬出等の対応をしている。



⑤ ● 浄化槽付近
(基準値以下)

[人為等由来汚染調査]
16か所の追加調査が必要

水産ごみ
焼却炉跡地
(ヒ素検出)

① ●

② ●

発泡スチロール
焼却炉跡地
(基準値以下)

⑥ ●

[自然由来汚染調査]
33か所の追加調査が必要
(30m格子につき1か所の調査)

- : 自然由来汚染調査
- : 人為等由来汚染調査
- : 自然由来汚染調査 (追加箇所)
- : 自然由来汚染調査 (追加エリア)
- : 人為等由来汚染調査 (追加エリア)

③ ● 給油所
(基準値以下)

⑦ ●

④ ●

青果共同
加工センター付近
(ヒ素検出)

請願・陳情		令和6年2月議会提出分	新規・継続
受理 番号	受 理 年月日	件 名	請願・陳情者名
11	令和6年 1月24日	あきたこまちのあきたこまちRへの全面切替え方式の見直しに関する意見書の提出について	住所 秋田市河辺赤平字中村 1-1 氏名 「あきたこまちR」をみんなで考える会 代表 田口 則芳
請願・陳情の要点			左に対する措置等
<p>秋田県は、2025年度から、現在生産されている県産米あきたこまちをカドミウム低吸収米あきたこまちRに全て切り替え、「あきたこまち」として販売する計画を進めている。</p> <p>あきたこまちRは、コシヒカリの種子に強力な放射線重イオンビームを照射してカドミウムの吸収に関係する遺伝子を破壊して開発されたコシヒカリ環1号に、あきたこまちを7回交配したもののだが、放射線によって遺伝子操作を行った種子に関しては様々な意見があり、評価が分かれている。</p> <p>秋田県議会が、2023年7月20日から8月21日までの期間に募集した「県議会への意見」には、「どのような影響を及ぼすのか不明」「従来のあきたこまちを食べたい」「選択できるようにすべきだ」といった多くの懸念や不安の声が寄せられている。</p> <p>一方で、カドミウム対策を求める声もあり、あきたこまちRの生産そのものに反対するものではないが、県内全域であきたこまちRに全面的に切り替えてしまえば、あきたこまちを生産するためには、他県から直接種子を購入するか自家採種せざるを得なくなる。そのため、個々の農家に対して過重な負担を強いることになり、あきたこまちを生産したい農家の選択の道を実質的に閉ざすことになる。また、あきたこまちRを「あきたこまち」と表示して販売することで両者の区別ができなくなり、不安を感じる消費者が購入を控えることも考えられる。そうなれば、秋田県産米全体の</p>			

需要にも悪影響を与えることになりかねないことから、米農家、とりわけ消費者と直接つながっている有機栽培農家は、消費者の動向にとっても神経をとがらせている。米生産の在り方は、秋田県の地域経済や住民生活にとって死活的な問題と考える。

については、あきたこまちのあきたこまちRへの切替え計画については、全面切替え方式を見直し、これまでのあきたこまちの生産も継続できるように、秋田県に対して意見書を提出するよう陳情する。

請願・ 陳情		令和6年2月議会提出分	新規 ・継続
受理 番号	受 理 年月日	件 名	請願・ 陳情 者名
13	令和6年 2月5日	最低賃金法の改正と中小企業支援策の拡充に関する意見書の提出について	住所 秋田市中通七丁目2-21 くらしと労働会館2階 氏名 秋田県労働組合総連合 議長 越後屋 建一 外1人
請願・ 陳情 の要点			左に対する措置等
<p>2023年から続いている物価の高騰は、国民生活を圧迫し、中小企業を中心に打撃を与え、地域経済を疲弊させている。特に、最低賃金額近傍の低賃金で働くパート・派遣・契約などの非正規雇用やフリーランスなど弱い立場の労働者の生活破綻は深刻である。この難局を乗り越えるためには、GDPの約6割を占める国民の消費購買力を引き上げることや、賃金の底上げを図ることが不可欠であり、最低賃金の大幅な引上げと地域間格差をなくし、全国一律とする法改正を行うことがこれまで以上に重要になっている。</p> <p>2023年の地域別最低賃金額の改定では、東京都で時間額が1,113円と最も高く、秋田県では897円、最も低い県では893円にとどまっている。毎日8時間働いても税込み月収で15万円ほどであり、最低賃金法第9条第3項の「労働者の健康で文化的な最低限度の生活」を確保することは困難である。地域別であるがゆえに、秋田県と東京都では、同じ仕事であっても時間額で216円もの格差があり、この地域間格差は、16年で約2倍に広がっている。</p> <p>日本の最低賃金は、地域別であることが海外と比べて上がらない原因となっている。現行法では、最低賃金決定の3要素である、地域における労働者の生計費、賃金及び通常の事業の賃金支払能力を考慮し、最低賃金額を決めている。地域別である限り、最低賃金額が低い地域では、その現状の支払能力や経済状況を基に最低賃金額が決められ低いままとなり、最低賃金額の高い地域は、低い</p>			

地域を考慮して決められている。このように、地域別であることは引上げを妨げる構造的な欠陥がある。人口の一極集中や若者の都市部への流出を止めることもできず、最低賃金額が低い地域は、労働者の賃金が低く、年金、生活保護費、公務員賃金など、あらゆる面で生活と経済の格差につながっている。最低賃金額が低い地域の経済の疲弊を生み、日本経済をゆがめ、冷え込ませている決定的な原因になっている。労働者の賃金は、経済の最も基本的なベースであり、このベースを一律にしなければ、どのような経済対策を講じても日本経済を再生することはできない。

世界各国の制度と比較すると、日本の最低賃金は、OECD諸国で最低水準であり、ほとんどの国で、最低賃金は全国一律制を取っている。そして、政府として大胆な財政出動を行い、公正取引ルールを整備するなど、具体的な中小企業支援策を確実に実施し、最低賃金の引上げを支えている。日本でも、中小企業への具体的で十分な使いやすい支援策を抜本的に拡充・強化する必要がある。労働者の生活と労働力の質、消費購買力を確保しつつ、地域経済と中小企業を支える循環型地域経済の確立によって、誰もが安心して暮らせる社会をつくりたいと考える。

については、最低賃金法の改正と中小企業支援策の拡充を実現するため、下記事項について、国会及び関係行政庁に対して意見書を提出するよう陳情する。

記

- 1 最低賃金法を改正し、全国一律の制度とすること。
- 2 労働者の生活を支えるため、最低賃金額1,500円以上を目指すこと。
- 3 最低賃金の引上げができ、経営が継続できるように、中小企業への支援策を抜本的に拡充・強化し、国民の生命と暮らしを守ること。

(仮称) 秋田市新エネルギービジョン(成案) について

1 概 要

11月市議会において新エネルギービジョン(素案)を説明したのち、パブリックコメントを実施したほか、「秋田市再生可能エネルギー推進検討委員会(以下「検討委員会」という。」「洋上風力発電関連専門部会」「クリーンエネルギー活用専門部会」の意見を参考にしながら検討を進め、とりまとめられた案について、成案として報告するものである。

2 検討経緯

令和5年12月13日(水) 教育産業委員会にて素案を報告

12月15日(金) パブリックコメントの実施

(実施期間：令和5年12月15日～令和6年1月14日)

令和6年1月24日(水) 第3回クリーンエネルギー活用専門部会にて協議

1月29日(月) 第3回洋上風力発電関連専門部会にて協議

2月13日(火) 第4回検討委員会にて協議

3 パブリックコメントについて

令和5年12月15日から翌年1月14日までパブリックコメントを実施し、12者から57件の意見提出があった。

(1) 提出された主な意見

- ・秋田市沖の法定協議会への参加等について、このビジョンの主体の1つである市民に説明し、理解と同意を求めるべきである。
- ・風車等の建設により、鳥類をはじめとする生態系への影響や自然破壊が危惧される。
- ・洋上風力発電の風車による騒音や低周波等の健康被害が懸念される。

(2) 本市の対応方針

今回のパブリックコメントで提出された意見のうち、事業推進にあたって参考となる点について、今後、十分に配慮していくこととする。なお、ビジョン本体の修正を要する意見はないものと判断した。

4 素案からの主な修正点

(1) イラストやコラムの追加

理解促進につながる画像やイラスト、図面などを随所に掲載し、また、事例等を紹介するコラムを追加した。

(2) 取組の追加

①ブルーカーボンに関する取組を記載してはどうか。

・基本方針1 施策Ⅰ 事業③の『主な取組』に炭素の吸収源となる海藻等の整備（ブルーカーボン）に関する取組を追加した。（36ページ）

②蓄電池の活用の部分に「防災力の向上」という視点を加えてはどうか。

・基本方針2 施策Ⅱ 事業②の説明文に「市民の災害時のバックアップ電源」という記述を追加した。（52ページ）

・『(3) 事業の推進による市民生活の変化』の③に防災機能の向上に関する記述を追加した。（66ページ）

③さらなる沖合への洋上風力発電の導入について記載してはどうか。

・基本方針3 施策Ⅰに「事業③ 水深30m以深の海域への導入可能性の検討」の項目を新たに追加した。（60ページ）

④エネルギー安定供給に関する内容を記載してはどうか。

・『(3) 事業の推進による市民生活の変化』の④に、国産エネルギーの確保により、市民へのエネルギー安定供給が実現する旨の記述を追加した。

（66ページ）

⑤本市が我が国のカーボンニュートラルの実現を支えているという視点を加えてはどうか。

・『(3) 事業推進による市民生活の変化』の⑤に、本市の取組が2050年カーボンニュートラルの実現に向け重要な役割を担っている旨の記述を追加した。（67ページ）

(3) 新エネルギービジョンの将来イメージ図の追加

・ビジョンの推進による本市の将来イメージについて、イメージ図を掲載した。（82～83ページ）

5 今後のスケジュール（予定）

3月下旬 ビジョン公表

4月1日～ ビジョン計画期間スタート